

J Q 証(上場)19 第 56 号  
平成 19 年 6 月 29 日

上場会社代表者 殿

株式会社ジャスダック証券取引所  
代表執行役会長 藤原 隆

## M S C B 等の発行及び開示並びに第三者割当増資等の開示に関する要請について

拝 啓 貴社ますます御清栄のことと御慶び申し上げます。

平素は、会社情報の適時・適切な開示をはじめとして、当取引所の運営につきまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、M S C B 等<sup>1</sup>は、上場会社のエクイティ・ファイナンスの形態の一つとして、再建を目指す上場会社や自己資本の円滑な拡充を目指す上場会社の資金調達において一定の役割を果たしているところですが、その一方で、流通市場や株主の権利に対して大きな影響を与えるおそれがあるとの指摘もなされているところでございます。

M S C B 等については、上場会社自らが、発行条件及び利用方法次第では株式の希薄化などによって既存株主に不利益をもたらし得る商品性を有するものであることを十分に理解し、発行を行う際には、流通市場への影響及び株主の権利に十分に配慮すること並びに資金使途及び発行条件等について適切な情報開示を行うことの必要性が高まっていると考えられます。

このほか、第三者割当<sup>2</sup>により株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行う際にも、株式の希薄化が生じるものであることから、資金使途や発行条件等について適切な情報開示を行うことの必要性が高いと考えられます。

J A S D A Q 上場会社の皆様におかれましては、これら M S C B 等の発行及び開示並びに第三者割当増資等の開示に際しては、下記の事項について、御留意いただくようお願い申し上げます。

敬 具

<sup>1</sup> 行使価額が6か月間に1回を超える頻度で修正される条項(可能性のあるものを含む。)が付された第三者割当により発行される新株予約権、新株予約権付社債及び取得請求権付株式(取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株式の発行者が発行する上場株式であるものに限る。)をいう。

<sup>2</sup> 株主割当以外の方法その他50名に満たない者を相手方とする募集により割り当てることをいう。

## 記

1. JASDAQ上場会社は、MSCB等の発行を行う際には、調達資金の使途、新株予約権<sup>3</sup>の行使条件の合理性、MSCB等の発行数量及び当該発行に伴う株式の希薄化の合理性等について十分に確認・検討を行ったうえで、流通市場への影響及び株主の権利に十分に配慮すること。
2. JASDAQ上場会社は、MSCB等の発行を行う際には、当該資金調達方法を選択した理由、調達する資金の使途、発行条件の合理性等について、わかりやすく具体的な説明を行うこと。
3. 上記のほか、JASDAQ上場会社は、第三者割当により株式、新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行う際には、当該資金調達方法を選択した理由、調達する資金の使途、発行条件の合理性等について、わかりやすく具体的な説明を行うこと。

以 上

当取引所では、後日、JASDAQ上場会社の皆様に対して、「MSCB等の発行及び開示並びに第三者割当増資等の開示に関する実務上の留意事項」をご通知させていただく予定でございます。

MSCB等の発行及び開示並びに第三者割当増資等の開示にあたっては、当取引所の上場部担当者まで開示内容等について事前相談していただくようお願い申し上げます。

本件に関するお問合せ先：上場部（Tel：03 - 3669 - 1160）

---

<sup>3</sup>新株予約権又は取得請求権をいう。